

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標（第 2 期）変更案について

1. 変更の背景

- 令和 5 年度補正予算の決定を踏まえ、以下のような観点から AMED 第 2 期中長期目標を変更する必要がある。
 - ① 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 17 条の 2 の規定により、基金事業を実施する際には、主務大臣が中長期目標において定める必要があるところ、令和 5 年度補正予算における基金事業の実施にあたり中長期目標上明記する必要がある。
 - ・ 大学発医療系スタートアップ支援プログラム（文部科学省所管）
 - ② その他所要の修正
- このため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 20 条第 1 項の規定に基づき、健康・医療戦略推進本部の意見を聴くもの。

2. 中長期目標の変更案

別紙のとおり

以 上